

○伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合長期継続契約を締結  
することができる契約に関する条例

平成27年4月1日

条例第17号

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

**第2条** 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 複数年度にわたり契約を締結することが商慣習上一般的である物品を借り入れる契約
- (2) 毎年度の初日から継続的な役務の提供を受ける必要がある業務に係る契約  
(契約の期間)

**第3条** 長期継続契約を締結することができる契約の期間は、前条第1号の契約にあっては5年以内と、同条第2号の契約にあっては3年以内とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。